

## <ひとり親世帯の方へ>

# 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

対象児童  
1人につき  
5万円

### 令和3年度 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

※ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対する給付金については、詳細が分かり次第市ホームページ等でお知らせします。

#### ■支給対象者

- ①令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方  
(全部支給停止者を除く)
- ②公的年金等<sup>\*</sup>を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方  
(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る)  
※「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

#### ■支給額

児童<sup>\*</sup>1人当たり一律5万円

※児童の範囲：18歳に達する日以後の最初の3月31日まで  
(児童に政令で定める程度の障がいのある場合は20歳未満)

#### ■給付金の支給手続き

##### ①に該当する方…申請不要

令和3年4月分の児童扶養手当を支給している口座に振込(対象の方には振込日等の詳細を通知)

##### ②・③に該当する方…要申請

申請方法等詳細については市ホームページをご確認いただくか、こども家庭課にお問い合わせください。

問 こども家庭課 ☎内線1733、1734 HP <http://www.city.ushiku.lg.jp/page/page010285.html>



## 成年年齢引き下げに伴う今後の成人式について

☎生涯学習課  
☎871-2301

民法の改正に伴い令和4年4月1日より成年年齢が18歳に引き下げられます。市では成年年齢引き下げ後もこれまでと同様に、式典の対象年齢は20歳、式典の名称は「二十歳のつどい」とします。

#### 〈開催方針を決定した主な理由〉

##### 【対象】

- 18歳という年齢は、受験や就職活動などの進路の選択に関わる大事な時期と重なり、式典への参加が難しくなると考えられること。
- 20歳での式典開催が多くの方に支持されていること。
- 飲酒・喫煙など、18歳成人は、現在の成人と同等の権利が認められる訳ではなく、20歳という年齢が引き続き重要な節目となること。

##### 【名称】

- 18歳が成人となるが、20歳を式典の対象とするにあたり「成人式」という名称は混乱を招くおそれがあること。
- 18歳成人と区別する意味でも違う名称にした方が良い。

#### 〈今後の式典対象者〉

式典開催年	対象者の生年月日
令和4年 成人式	平成13年4月2日～ 平成14年4月1日
令和5年 成人式	平成14年4月2日～ 平成15年4月1日
令和6年 成人式	平成15年4月2日～ 平成16年4月1日

※令和5年以降の式典名称は変更となります。